

消費者ネット広島御中

西本ハウス第2回期日報告書

2019年6月17日  
弁護士 吉田 修一郎

1 事件の表示

事件番号 広島地方裁判所平成31年(ワ)第107号

事件名 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット

被告 株式会社西本ハウス

2 裁判期日(第2回)

令和元年6月17日午前10時30分から 広島地裁274号法廷

3 期日報告

(1) 出頭者(電話会議)

原告 木村弁護士、山本弁護士、風呂橋弁護士、森友弁護士、今岡弁護士、吉田

被告 山崎健介弁護士、山崎雄也弁護士

(2) 審理

- ・ 原告・被告による期日間の協議結果(15条7項を除いて妥結)を裁判所に報告
- ・ 原告及び被告双方から、裁判所に対し、和解案の具体的内容を裁判所にて検討・作成して貰えないかと要請→裁判所受諾
- ・ 次回期日までに、裁判所が期日間の協議結果を確認し、同期日以降、和解に向けた具体的な協議を行うことに原告及び被告が同意(原告被告間の文書を裁判所に資料として交付)

(3) 次回までの準備事項

原告・被告共に特になし

4 次回期日

令和元年7月3日午前11時30分から

法廷 274号(電話会議)

以上